

建設工事の入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要領の一部改正 新旧対照表

新	旧
(公表する建設工事) 第3条 公表する建設工事は、前条第1項第1号に規定する事項の公表にあつては公表日の属する年度の翌年度に発注することが見込まれるもの、同項第2号に規定する事項の公表にあつては公表日の属する年度に発注することが見込まれるものとし、予定価格が<u>400</u>万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事であつて秘密にする必要があるものを除くものとする。 2～3 略 (参考2) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号） （地方公共団体による発注の見通しに関する事項の公表） 第五条 地方公共団体の長は、毎年度、四月一日（当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあつては、予算の成立の日）以後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる公共工事（予定価格が<u>四百</u>万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であつて当該地方公共団体の行為を秘密にする必要があるものを除く。）に係る次に掲げるものの見通しに関する事項を公表しなければならない。 一～三 略 2～5 略 第七条 略 一～三 略 2 地方公共団体の長は、公共工事（予定価格が<u>四百</u>万円を超えないもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であつて当該地方公共団体の行為を秘密にする必要があるものを除く。）の契約を締結したときは、当該公共工事ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、第一号から第八号までに掲げる事項にあつては、契約の締結前に公表することを妨げない。 一～十 略 3～6 略	(公表する建設工事) 第3条 公表する建設工事は、前条第1項第1号に規定する事項の公表にあつては公表日の属する年度の翌年度に発注することが見込まれるもの、同項第2号に規定する事項の公表にあつては公表日の属する年度に発注することが見込まれるものとし、予定価格が<u>250</u>万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事であつて秘密にする必要があるものを除くものとする。 2～3 略 (参考2) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号） （地方公共団体による発注の見通しに関する事項の公表） 第五条 地方公共団体の長は、毎年度、四月一日（当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあつては、予算の成立の日）以後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる公共工事（予定価格が<u>二百五十</u>万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であつて当該地方公共団体の行為を秘密にする必要があるものを除く。）に係る次に掲げるものの見通しに関する事項を公表しなければならない。 一～三 略 2～5 略 第七条 略 一～三 略 2 地方公共団体の長は、公共工事（予定価格が<u>二百五十</u>万円を超えないもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であつて当該地方公共団体の行為を秘密にする必要があるものを除く。）の契約を締結したときは、当該公共工事ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、第一号から第八号までに掲げる事項にあつては、契約の締結前に公表することを妨げない。 一～十 略 3～6 略

附 則

この要領は、令和7年7月1日から施行する。

建設コンサルタント業務等の入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要領の一部改正 新旧対照表

新	旧
(公表する建設コンサルタント業務等) 第3条 前条第1項第1号に規定する事項を公表する建設コンサルタント業務等は、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務及び環境調査業務のうち予定価格が<u>400</u>万円を超えると見込まれるもので、前条第1項第1号に規定するすべての事項について見通しの立ったものとする。 2～3 略	(公表する建設コンサルタント業務等) 第3条 前条第1項第1号に規定する事項を公表する建設コンサルタント業務等は、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務及び環境調査業務のうち予定価格が<u>250</u>万円を超えると見込まれるもので、前条第1項第1号に規定するすべての事項について見通しの立ったものとする。 2～3 略

附 則

この要領は、令和7年7月1日から施行する。

建設工事等競争入札事務の取扱いの一部改正 新旧対照表

新	旧
(入札結果の公表) 第26 製造の指名業者名、入札経緯及び最終入札結果等については、次の各号に掲げるところにより公表するものとする。 (1) 公表の対象 請負対応額 <u>400</u> 万円以上の製造とする。 (2) ～ (4) 略 2 略	(入札結果の公表) 第26 製造の指名業者名、入札経緯及び最終入札結果等については、次の各号に掲げるところにより公表するものとする。 (1) 公表の対象 請負対応額 <u>250</u> 万円以上の製造とする。 (2) ～ (4) 略 2 略

附 則

この要領は、令和7年7月1日から施行する。

秋田県入札制度適正化推進委員会設置要綱の一部改正 新旧対照表

新	旧
(技術専門部会の設置) 第10条 委員会に、第3条第4号から第<u>6</u>号までに規定する事項を審議するために技術専門部会を置くことができる。 2～5 略 (委員会の審議結果の通知等) 第13条 委員長は、委員会で審議した結果について、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に掲げる者あて通知するものとする。 一～二 略 三 第3条第4号から第<u>5</u>号に掲げる事項（次号に該当するものを除く。） 当該工事等を所管する入札審査会等 四 略 五 第3条第<u>6</u>号に掲げる事項 当該調査の審査を行う審査委員会 (委員の除斥) 第14条 委員、専門委員及び臨時専門委員は、第3条第2号から第<u>6</u>号までに掲げる事務については、自己又は3親等以内の親族の利害に係るある審議に加わることができない。	(技術専門部会の設置) 第10条 委員会に、第3条第4号から第<u>7</u>号までに規定する事項を審議するために技術専門部会を置くことができる。 2～5 略 (委員会の審議結果の通知等) 第13条 委員長は、委員会で審議した結果について、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に掲げる者あて通知するものとする。 一～二 略 三 第3条第4号から第<u>6</u>号に掲げる事項（次号に該当するものを除く。） 当該工事等を所管する入札審査会等 四 略 五 第3条第<u>7</u>号に掲げる事項 当該調査の審査を行う審査委員会 (委員の除斥) 第14条 委員、専門委員及び臨時専門委員は、第3条第2号から第<u>7</u>号までに掲げる事務については、自己又は3親等以内の親族の利害に係るある審議に加わることができない。

附 則

この要領は、令和7年7月1日から施行する。

秋田県入札制度適正化推進委員会運営要領の一部改正 新旧対照表

新	旧
(一次苦情処理の対象等) 第5 一次苦情申立及び苦情処理の対象は、請負 <u>対応 額が400万円</u>を超える公共工事（地方 公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例 を定める政令（平成7年政令第372号）の適 用対象となる工事を除く。）及び要綱第2条第 2項第5号の発注に関するものとし、条件付き 一般競争入札における入札参加資格の有無、総 合評価落札方式において落札者として選定され なかった理由、指名競争入札における指名業者 の選定及び随意契約の理由に関することとする。 2～3 略	(一次苦情処理の対象等) 第5 一次苦情申立及び苦情処理の対象は、請負 <u>対象金額が250万円</u>を超える公共工事（地方 公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例 を定める政令（平成7年政令第372号）の適 用対象となる工事を除く。）及び要綱第2条第 2項第5号の発注に関するものとし、条件付き 一般競争入札における入札参加資格の有無、総 合評価落札方式において落札者として選定され なかった理由、指名競争入札における指名業者 の選定及び随意契約の理由に関することとする。 2～3 略

附 則

この要領は、令和7年7月1日から施行する。

「工事における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続きについて」の一部改正 新旧対照表

新	旧
県が発注した建設工事（地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用対象となる工事を除く。）に係る苦情処理の取扱いを、次のとおり定める。 第1 入札・契約の過程に係る苦情処理の対象工事（請負対応 額が<u>400</u>万円以下の工事を除く。） （1）～（3） 略 第2 一次苦情申立 入札・契約の過程に係る苦情申立について （1）苦情の申立ができる者及び申立てができる範囲 ア 条件付き一般競争入札 入札参加資格を有しない旨の資格確認結果通知書を受理した者で、当該決定に対して不服のある者（秋田県条件付き一般競争入札実施要綱（平成19年3月29日付け建管－2422）第13条の規定により説明請求を行った者を除く。）又は総合評価落札方式において落札者として選定されなかったことに不服がある者（秋田県総合評価落札方式試行要綱（平成21年7月1日付け建管－911）第<u>11</u>条の規定により説明請求を行った者を除く。）は、契約担当者に対して理由についての説明を求めることができる。 イ～ウ 略 （2）～（6） 略 第3 再苦情申立 1 再苦情の申立ができる者及び再苦情申立ができる範囲 第2（3）の回答書、秋田県条件付き一般競争入札実施要綱第13条第3項又は秋田県総合評価落札方式試行要綱第<u>11</u>条第3項の回答書を受理した者であって、回答書による説明に不服がある者は、知事に対して、再苦情の申立を行うことができる。 2～6 略	県が発注した建設工事（地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用対象となる工事を除く。）に係る苦情処理の取扱いを、次のとおり定める。 第1 入札・契約の過程に係る苦情処理の対象工事（請負対象金額が<u>250</u>万円以下の工事を除く。） （1）～（3） 略 第2 一次苦情申立 入札・契約の過程に係る苦情申立について （1）苦情の申立ができる者及び申立てができる範囲 ア 条件付き一般競争入札 入札参加資格を有しない旨の資格確認結果通知書を受理した者で、当該決定に対して不服のある者（秋田県条件付き一般競争入札実施要綱（平成19年3月29日付け建管－2422）第13条の規定により説明請求を行った者を除く。）又は総合評価落札方式において落札者として選定されなかったことに不服がある者（秋田県総合評価落札方式試行要綱（平成21年7月1日付け建管－911）第<u>13</u>条の規定により説明請求を行った者を除く。）は、契約担当者に対して理由についての説明を求めることができる。 イ～ウ 略 （2）～（6） 略 第3 再苦情申立 1 再苦情の申立ができる者及び再苦情申立ができる範囲 第2（3）の回答書、秋田県条件付き一般競争入札実施要綱第13条第3項又は秋田県総合評価落札方式試行要綱第<u>13</u>条第2項の回答書を受理した者であって、回答書による説明に不服がある者は、知事に対して、再苦情の申立を行うことができる。 2～6 略

附 則

この要領は、令和7年7月1日から施行する。